

第2章

ASEAN諸国

[1] アジア諸国全般	65
知的財産	65
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	65
[2] ASEAN各国	68
1. タイ	68
関 稅	68
関税構造	68
アンチ・ダンピング	68
日本産熱延鋼板に対するAD措置	68
基準・認証制度	69
鉄鋼製品の強制規格	69
サービス貿易	70
外資規制等	70
2. インドネシア	72
内国民待遇	72
小売業に関するローカルコンテンツ要求	72
数量制限	72
(1) 輸入制限措置	72
(2) 輸入制限措置（医薬品、食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登録の義務づけ等）	73
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	74
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	75
関 稅	77
関税構造	77
アンチ・ダンピング	77
日本産冷延鋼板に対するAD措置	77
基準・認証制度	78
鉄鋼製品の強制規格	78
サービス貿易	79

第I部 各国・地域別政策・措置

外資規制等	79
知的財産	80
(1) 水際での侵害差止め措置	80
(2) 日インドネシアEPAの履行問題	81
3. マレーシア	81
内国民待遇	81
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及びAP制度に基づく輸入制限問題	81
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	82
数量制限	83
(1) 丸太の輸出規制等	83
(2) 電気亜鉛めっき(EG)鋼板の輸入免税枠制度	83
関 稅	84
鋼板の関税引き上げ措置等	84
基準・認証制度	85
鉄鋼製品の強制規格	85
サービス貿易	85
外資規制等	85
知的財産	88
著作権侵害DVDの流通問題	88
4. フィリピン	89
関 稅	89
関税構造	89
サービス貿易	90
外資規制等	90
5. ミャンマー	92
サービス貿易	92
外資規制等	92

[1] アジア諸国全般

知的財産

アジア諸国の知的財産の保護に関しては、WTO設立以来、1999年末までの経過期間¹を援用しない前倒し的実施への努力がなされ、TRIPS協定の履行を目的とする知的財産保護法令の整備が行われ

てきたことは歓迎すべきである。その結果、各国とも法制度自体は整備されつつある。また、TRIPS理事会による開発途上国に対する法令レビューは一通り終了しており、今後は、各国の法制度のみならず、以下のような運用実態も含めた履行状況について注視していく必要がある。

＜図表 I - 2 - 1＞ ASEAN諸国における知的財産の保護に関する制度上・運用上の主な問題

インドネシア	税関における知的財産権侵害品の差止め不実施
マレーシア	訴訟期間の長期化
フィリピン	訴訟期間の長期化
タイ	産業財産権登録のための審査期間の長期化
ベトナム	刑事罰の適用困難性や、行政罰の科料額の低廉さに起因する再犯抑止力の欠如

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

①権利行使の実効性の問題

知的財産に関してアジア諸国に共通する最も重大な問題は、二輪自動車やコンテンツをはじめとする多くの商品で、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していること（図表 I - 2 - 2参照）と、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

言うまでもなく、知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置（侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等）、税関当局による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害を防止できることが不可欠である。

TRIPS協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第41条～第61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするよう国内法制度を確保することを義務付けている（第41条）。このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。2000年1月からTRIPS協定の履行義務が生じた各国における権利行使の実効性の問題について、各国の法制度の整備状況を注視し、協定に適合しない制度・運用が存在する場合には、WTOの紛争解決手続を用いてその是正を求めていくことも検討する必要がある。

アジア諸国の中には、不正商品の取締強化の必要性を認識し、取締当局により積極的な取組を進めている国もある。このような取組は評価できるものであり、今後、取組の一層の強化がなされることを期待する。

1 第II部第13章知的財産1.(2)法的規律の概要参照。

<図表I-2-2> 日本企業製品の侵害の状況

	模倣品等の製造により被害を受けている企業数		模倣品等の販売提供により被害を受けている企業数	
	2011年度	2012年度	2011年度	2012年度
中國	621	608	516	508
香港				
台灣	142	142	192	164
韓国	157	146	195	166
タイ	34	43	79	84
インドネシア	24	31	81	78
シンガポール	19	15	55	55
マレーシア	28	32	63	72
ベトナム	33	27	64	54

(注) 有効回答は2011年度:4,324社、2012年度:4,323社。

出典:特許庁「模倣被害調査報告書」(2013年度版)

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国内の権利行使手続を的確にTRIPS協定に適合するよう求めていくことが急務であるが、法制度の整備だけでこと足りるわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や取締機関の事務が適切かつ効率的に機能するために、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国をはじめとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に、ASEAN諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等についても留意すべきである。

更に、権利者自らが現地の法制度の枠組みにおいてエンフォースメントを実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者の取組だけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携を深め、行政機関による取締りの一層の強化を当該国政府に求めていくことや、当該国の国民にも、知的財産の重要性について理解を深め、その保護の意義について認識を向上さ

せるための教育・広報活動等の啓発活動を求ることも必要である。

2012年2月には第1回目ASEAN特許庁長官会合が東京で開催され、ASEANにおける知的財産保護の強化のために我が国が協力していくことを確認し、「東京知財声明」を採択した。2012年7月には我が国の特許庁とASEAN各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書が締結され、同覚書に基づき、毎年協力プログラムを策定し協力を進めている。今後、同協力プログラムを利用し、ASEAN各国と協働して知的財産の普及啓発のための取組を進めていくことが有効である。このように、我が国は、これまでにもアジア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきたところであり、今後も一層推進していくことが肝要であると考えられる。

加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間にまたがっているとの実態を踏まえ、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進することも検討すべきである。我が国具体的な取組としては、2007年6月のAPEC知的財産権専門家会合(IPEG: Intellectual Property Rights Experts Group)において、日本が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意されたことを受け、2008年2月にはペルーにおいて税関専門家会合と知財専門家会合の合同セッション

が開催されたほか、近年ではASEANの各地において、現地政府の執行機関職員を対象に日本製品の真正品と模倣品の見分け方を講義する真贋判定セミナーを毎年3回程度開催するなどしており、模倣品・海賊版を防止する措置の強化や知的財産権分野での協力の推進などを通じて、知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導する姿勢を示している。また、我が国が締結したブルネイ、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナムとのEPAには、適切な知的財産保護やエンフォースメントに関する要素が盛り込まれている。

【2】 ASEAN各国

1. タイ

関 稅

関税構造

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD（組み立て）部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、上記決定の対象外とされた品目の実行税率は依然として高く（2011年の非農産品の平均実行税率は8.0%）、特に衣料品（平均30.3%）、輸送機械（平均20.3%）で高水準となっている。個別品目としては、自動車（最高80%）、洗濯機・冷蔵庫（最高30%）等がある。一方、非農産品の単純平均譲許税率は25.4%であった。譲許率については輸送機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品全体で71.3%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品（実行税率最高30%）、自転車（実行税率30%）等がある。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のよ

うなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている（詳細は、第II部第5章2.(2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

なお、2007年11月に日タイEPAが発効したことから、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製熱延鋼板に対するAD措置

＜措置の概要＞

2002年3月、タイ国内の鉄鋼メーカー5社は、我が国を含む14か国の熱延鋼板の輸入に対し、AD調査申請を行い、2003年5月にタイ政府は当該產品についてAD措置の発動を決定、我が国の熱延鋼板には36.25%のAD税が賦課された。

そもそも、我が国からタイに輸出される熱延鋼板は、タイ国内で冷延加工を行った後、自動車・

家電メーカー等に供給される高品質のものであり、タイ国内の鉄鋼メーカーが製造困難な产品である（タイ国内鉄鋼メーカーは調査申請時より一貫して、当該鋼板を製造可能であると主張）。

＜国際ルール上の問題点＞

タイ国内で生産される「同種の产品」と我が国企業が輸出する熱延鋼板は、その品質が大きく異なるため、市場においても競合していない。競合関係にない別個の产品を同一の产品として評価することは、ダンピングの有無の決定、国内産業の範囲の認定、国内産業の損害の有無の認定、国内産業の損害との因果関係の認定等において適切な判断は為しえないはずであり、このため本調査の結果は、AD協定2条、3条及び4条に照らし問題がある。

また、2009年から行われた事情変更レビューの手続において、以下のような問題があった。

- ①重要事実の開示通知を日本大使館が受け取ってからコメント期限まで実質1日しか与えられなかつた。
- ②重要事実の開示通知において、タイ当局に知られている日本企業は6社あったが、調査に協力した日本企業2社にのみ重要事実の開示通知が行われ、残り4社に対して通知が行われなかつた。
- ③タイ当局はある日本企業に対して、日本からタイへのフライトが6時間以上かかるにもかかわらず、48時間前に公聴会の開催通知を送付した。これらの手続について、タイ当局がAD協定6.2条に基づき利害関係者に対して意見表明の機会を与えたか、AD協定6.9条に基づく重要事実の開示通知を適切に行ったか疑問である。

＜最近の動き＞

上記の2009年から行われた事情変更レビューの手続におけるAD協定6.2条・6.9条に関する問題点について日本大使館からレターを発出したほか、2010年秋のWTO・AD委員会において、上記に関する質問をタイ代表に対して行った。これに対し

てタイ政府より、①については、重要事実の開示通知は適切に行われおり、利害関係者はコメントを行うことができた、②については、重要事実の開示通知は日本大使館にも行っており、残り4社については大使館を通じて送付される、③については、手続きはAD協定に従って行われており、利害関係者が対応できる十分な時間は与えられていた、との回答があつた。

2014年5月に課税期間が満了する予定となっているが、我が国としては、今後も引き続き、タイ政府によるAD措置の運用を注視していく必要がある。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関（TISI）は2009年1月、熱延鋼板及び冷延鋼板について、タイ工業規格（TIS）認証及び認証維持審査（輸入許可証取得）に係る規則が変更された。新規則においては、輸入許可証取得の前提となる製鐵所監査の運用が強化され、これまで書類審査のみであったところ、年1回の製鐵所監査が新たに義務付けられている。

また、タイ工業標準機関（TISI）は、電気亜鉛メッキ鋼板（EG）及び溶融亜鉛メッキ（GI、GA）についても、強制規格化を検討している。

＜国際ルール上の問題＞

協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であつてはならない」としている。タイ工業標準機関（TISI）は、本制度の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成す

ることができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2012年に引き続き、2013年3月、6月及び10月のTBT委員会開催中の二国間会合において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、同様に、電気亜鉛メッキ鋼板(EG)及び溶融亜鉛メッキ(GI, GA)の強制規格化は中止すべきであり、やむを得ず強制規格化する場合であっても、自動車、家電産業向け鋼板については適用除外すべきである旨を要請した。加えて、本制度は運用面を含めた透明性が確保されておらず、製鐵所監査等の手続簡素化や頻度軽減をすべきである旨を要望している。

本制度については、2012年3月及び2013年11月開催の日タイ鉄鋼対話、2011年11月のTPRB対タイ審

査会合、2012年9月開催の日タイEPAのビジネス環境整備小委員会においても、同様の懸念を表明している。引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間で協議を行っていく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法(1999年改正、2000年3月施行)に基づき、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業(資本の50%以上が外国人所有の法人)の参入を規制している。エンジニアリング業、各種小売業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能なのは一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。

タイにおける主な外資制限は以下のとおりである。

分野	規制の概要
金融	
① 銀行	2009年11月に、2010年～14年の5カ年計画(金融セクターマスター・プランII)が経済閣僚会議で承認され、段階的に外国銀行の参入を開放することとした。これまで、同計画に基づき、既存外国銀行支店が追加で2支店増設することを許可したほか、支店形態から子会社形態に移行した場合には、一定条件の下最大20支店を開設すること等を許可している。さらには、最大5つの外国銀行について、資本金200億バーツ以上等の一定条件の下、子会社を設立した場合には、2014年内に新たな銀行ライセンスを発行することが決定されている。
② 保険	2008年2月、保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限されているが、特段の事情がある場合には当局の承認を得ることを条件に49%までとする損害保険業法及び生命保険業法改正案が施行された。
電気通信	<ul style="list-style-type: none"> 2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、サービス協定上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006年の外国人事業法改正作業(後述)の端緒ともなった。 2011年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会(NBTC)が発足した。2012年、NBTCは、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定める告示を施行した。同告示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期報告させることを義務付けている。

分野	規制の概要
流通	外資参入が可能となるのは、小売業については最低資本金が1億バーツ以上で一店舗あたり最低資本金が2,000万バーツ以上となる場合、卸売業は最低資本金1億バーツ以上の場合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は50%未満。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。

(米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最惠国待遇免除)

米タイ両国は、1966年、友好経済関係条約を締結（ほぼ全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外）。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。このため、タイは当該措置についてGATSの約束表でMFN義務免除措置として10年間の免除登録をしているが、MFN義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

＜国際ルール上の問題点＞

米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法のMFN免除に関しては、MFN義務は、多角的に貿易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS第2条（MFN）の免除に関する付属書6でも、免除期間は原則10年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同付属書5によれば、MFN免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は10年と明記されており（始期を1995年1月1日とすれば終期は2004年12月31日）、当該期間の経過により免除期間は終了していると解するべき。よって本件措置は免除期間を過ぎており、

米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS2条1項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府がGATS整合的な対応をとるよう、働きかけていく。

＜最近の動き＞

2007年4月に署名、11月に発効した日タイEPAにより、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロッジング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化しており、我が国は、二国間政策対話、WTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挿むことによる間接的な出資を契機に、2006年から2007年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での裁決で反対多数となり、取り下げられた。同改正案取り下げ後も、引き続き改正案を修正・再度立法議会で審議を行うといった情報もあるが、現時点でのような動きは見られない。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

2. インドネシア

内国民待遇

小売業に関するローカルコンテンツ要求

＜措置の概要＞

2012年8月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣規定53号」を公布した。この規定の中で、「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用および品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（同規定第19条）との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したフランチャイザーとフランチャイジーには、書面による警告、フランチャイズ登録証の停止や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第33条）。

さらに、2013年12月、インドネシア商業省は、伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア（ミニマーケット、スーパー・マーケット、デパートメントストア、ハイパー・マーケット、卸売の形態で物品を販売するストア）の整備と育成の最適化などを目的として、「伝統市場、ショッピングセンター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣規定70号」を公布した（2014年6月施行）。この規定の中で、「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の80%以上は国産品を提供する義務を負う」（同規定第22条）との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したショッピングセンターとモダンストアには、書面による警告、事業許可の凍結や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第38条）。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの措置は、いわゆるローカルコンテンツ

要求であり、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものであり、GATT第3条（内国の課税および規則に関する内国民待遇）第4項「いずれかの締結国の領域の产品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配または使用に関する全ての法令および要件に関し、国内原産の同種の产品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

2013年11月、経済産業省とインドネシア商業省は、各々の流通業の局長を共同議長とする「第1回日尼流通政策対話」を開催した。この対話の中で、経済産業省はインドネシア商業省に対して、フランチャイズ事業者に対する輸入品に関する措置の撤廃を要請した。これに対して、インドネシア側からは、措置の撤廃に向けた意向は示されなかつた。引き続き、この対話を含む二国間協議の場などを活用し、上記2つの措置の撤廃を要請していく。

数量制限

(1) 輸入制限措置

＜措置の概要＞

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、農業大臣が定める収穫期間とその前後の、合わせて3か月間は禁止されることとなっており、国内の需要状況に応じて商業大臣がその短縮・延長を決定することとなっている。塩の輸入については、指名輸入業者のみに限定されていたが、2005年9月30日の商業大臣令により、食卓塩を除く未加工・濃密・水溶性の採掘塩及びその他の塩については塩製造輸入業者にも開放された。

中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、

2003年に規制が開始された。その後、1~3年ごとに継続が決定され、現行規制は14年末が期限とされているが、これも延長の可能性が高い。輸入が認められる中古資本財の品目は、機械工具・機器、原子炉・蒸気ボイラー・エンジン等、録音用オーディオ・ビデオ機器、自動車、航空機、コピー機などであるが、工場移転を含む輸出・投資の拡大を条件に、これら以外の品目も商業大臣等の許可により可能となる。

＜国際ルール上の問題点＞

米、塩、中古資本財等の輸入制限は、一定期間とはいえる輸入を一律禁止している点や、一部業者を除いて特定の品目の輸入を禁じている点、または、輸出・投資の拡大を条件付ける点において、輸出入に対する禁止又は制限に該当するため、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007年3月より、すべての中古車について輸入が禁止された。現在、インドネシア政府は、国内で生産されていない車種については輸入を認める方向で検討を行っている。

中古資本財については、中古資材の輸入規定（商業大臣規程No. 48/M-DAG/PER/12/2011）で2013年末までの輸入継続が決定された。なお、2012年2月、新たな中古資材の輸入規定（商業大臣規程No. 14/M-IND/PER/2/2012）が公表され、対象品のHSコードが特定されるなどの変更があった。

本件については、今後ともWTO協定に照らし是正を求めていく必要がある。

（2）輸入制限措置（医薬品、食料・飲料、履物、電機、子供用玩具に輸入者登録の義務づけ等）

＜措置の概要＞

2008年11月、インドネシア保健大臣は、安全性や公衆衛生の要求水準を満たしていない薬品から公衆を守るために、薬品の登録制度を通して薬品の評価を行うとの目的で保健大臣令を発出した。それによれば、インドネシア国内での医薬品の販売許可を得るにあたり、保健大臣が与える事前の登録が必要とされ、特に輸入医薬品の登録は、海外の製薬会社により書面による同意を得たインドネシア国内の製薬会社によってのみ行うことができる」とされた。加えて、この同意には、海外製薬会社による5年以内の技術移転と現地生産の開始を含まなければならないとされた。

また、2009年1月には、インドネシア商業大臣令（商業大臣規程No. 56/M-DAG/PER/12/2008）により、電気製品、衣料品（既製服）、子供用玩具、靴・履物、飲食品の輸入業者の登録を義務づけると共に、輸入できる港をメダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサルと全ての国際空港に限定し、サーバイヤーによる船積み前検査が義務化されることとなった。本規制は、商業大臣規程No. 57/M-DAG/PER/12/2010により、化粧品・伝統薬も追加された上、商業大臣規程No. 83/M-DAG/PER/12/2012により2015年12月31日まで延長されることになった。同規程で登録が必要となる輸入商品は、電気製品、衣料品、子供用玩具、履物、飲食品、伝統生薬とサプリメント、化粧品に属する847のタリフコードに属する品である。この数は、規制開始時から300以上増加している。輸入できる港は、メダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサル、ドウマイ、ジャヤプラと全ての国際空港に限定（ただし、ドウマイとジャヤプラは飲食品限定）（但し、船積み前検査は化粧品輸入の場合を除く。なお、伝統薬については、サーバイヤー報告規定の適用を2011年3月からと規定）。上記製品はいずれも輸入が伸び

ているものであるが、商業省は輸入の伸びは市場の拡大によるものと説明している。更に、2009年2月、インドネシア商業大臣令が発布され、4月1日より、202品目の鉄鋼製品について、輸入業者を登録制とし、船積み前検査が義務化されることとなった。本規制については、2012年2月14日の商業大臣規定No. 08/M-DAG/PER/2/2012により、2015年12月31日まで適用が延長されている。なお、電気製品、衣料品（既製服）等5品目に関する輸入規制と異なり、インドネシアと他国政府との鉄鋼輸入に関する規定を含む二国間条約に基づく鉄鋼の輸入には適用されないと適用除外規定があるほか、輸入港に関する限定も存在しない。

＜国際ルール上の問題点＞

インドネシア保健大臣令による医薬品の輸入規制については、インドネシア国内における医薬品の販売に必要な登録の要件について、輸入薬品に対してのみ海外の製薬会社による技術移転等の約束が必要である点で輸入医薬品が不利に扱われており、インドネシア国内産の薬品に許与される待遇より不利な待遇が輸入医薬品に対して付与されていることから、GATT第3条4項に規定する内国民待遇原則に非整合と考えられる。また、国際貿易に対する不必要的障害をもたらすことの目的として又はこれをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保するとしているTBT協定2.2条にも非整合と考えられる。

また、インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけや輸入港制限等については、被登録業者による輸入や特定の港での輸入を制限することから、GATT第11条の数量制限の一般的廃止に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

インドネシア保健大臣令については、2008年11月に、現地日本大使館より、保健大臣及び商業大臣に対して改善を求める大使名の書簡を提出し、

措置の改善を求めている。

また、電気製品等5製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年1月に、本措置の導入の目的や運用、WTO協定との整合性等についてインドネシア政府側の見解を確認するための質問を送付した。

更に、鉄鋼製品に関するインドネシア商業大臣令については、2009年3月、現地日本人会よりインドネシア商業省に対して、①日本から輸入される全ての鉄鋼製品の適用除外、②大臣令適用時期の延期、③本大臣令に関するインドネシア商業省外国貿易総局輸入局との会合の開催、を要望とともに、（社）日本鉄鋼連盟からも上記①及び②を要望する書簡をインドネシア商業省及び工業省に送付した。

（3）丸太・製材等の輸出規制等

＜措置の概要＞

1998年4月、IMF合意に基づきインドネシア政府は、それまで丸太と製材の輸出産品に賦課してきた高額輸出税を、従量税方式（材積あたり）から従価税方式（価格あたり）に改め、輸出税率を1998年4月に30%、1999年3月に20%、同年12月に15%にまで引き下げた。他方、これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。

2001年10月、インドネシア政府は、違法伐採対策を理由に丸太の輸出を禁止した。さらに、2004年9月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006年3月には、木口断面積4,000平方ミリメートル以上のS4S材（4面かんながけの材）等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かい変更がなされている。

＜国際ルール上の問題点＞

丸太・製材等の輸出の禁止や総量設定については、產品輸出の制限としてGATT第11条に違反する可能性がある。特に違法伐採対策を理由にした

丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で天然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する制限が行われていないとともに、丸太の消費・流通に対する制限も行われていないため、インドネシアが拠り所とするGATT第20条(g)項に基づく例外と認めることは困難である。

＜最近の動き＞

丸太の消費が国内に限られた結果、丸太の国内価格が国際価格に比して低位な水準となっており、こうした状況を受けて丸太の輸出再開についての議論が起きつつあり、当該措置についてマルチ、バイなどの場を通じて、今後是正をはたらきかけていく。

(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

＜措置の概要＞

2008年12月、インドネシア国会は鉱業法の改正(新鉱業法)を可決し、2009年1月に大統領の署名を経て公布・施行された。インドネシア政府は、同改正により以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

④国内供給優先義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内のユーザーに供給することを義務付け。

施行から1年内に制定するとされていた新鉱業法の運用に関する細則は、2012年2月に高付加価

値義務に関する大臣令及び、インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製錬義務の実現のため、2014年1月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。また、2012年5月には、鉱物資源に対して一律20%の輸出税を課す財務省令が発出された。

2014年1月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱(銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料)については輸出禁止の実施が2017年1月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は2014年1月以降禁止された。一部の精鉱については、2017年までは輸出許可制の下で輸出が可能であるが、税率は25%から逓増し、2016年下期には最大60%となる(2017年以降は輸出禁止)。

＜国際ルール上の問題点＞

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により精錬所の建設コミット等の許可要件を課することは、事実上の輸出規制として、GATT第11条(数量制限の一般的廃止)に抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT第11条に加えエネルギー鉱物資源の輸出入の制限に関してGATTの関連規定に従う義務を再確認した日尼EPA第99条(輸入及び輸出の制限)に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテンツ要求

国産品や国内のサービスの使用的義務づけは、GATT第3条・TRIM第2条(内国民待遇及び数量制限)及び日尼EPA第63条(特定措置の履行要求の禁止)に抵触する可能性がある。

④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができない点において、GATT11条（数量制限の一般的禁止）に抵触する可能性がある。

⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日尼EPA第59条（内国民待遇）及び第65条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

⑥投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日尼EPA第61条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTO・TRIM委員会や日尼EPAに基づく投資小委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、経済産業大臣及び経済産業副大臣より、インドネシア経済担当調整大臣、工業大臣、商業大臣、エネルギー鉱物資源大臣等に対し繰り返し懸念を表明している。直近では、2013年9月に経済産業副大臣からインドネシア・エネルギー鉱物資源大臣に、2013年10月には経済産業大臣からインドネシア経済担当調整大臣に要請を行った。また、2014年3月には、インドネシア経済担当調整大臣に対し、経済産業大臣・外務大臣連名のレターを発出し、措置の早期是正を求めている。

さらに、2012年6月及び2013年12月には、日尼首脳会談において総理からインドネシア大統領に対して懸念を表明し、再考を要請した。2012年8月の日尼素材・資源産業官民対話や2012年10月の日尼経済合同フォーラムでは、我が国政府に加えて産業界からも改めて措置の改善や柔軟な対応を要請し、早期解決を図るため様々なレベルでの対話を継続していくことが確認された。

2014年1月に一部の精鉱について輸出禁止規制実施の延期等の一定の改善はあったものの、他の未加工鉱石の輸出禁止措置は実施され、依然として国際ルール上の問題が解消されていないことから、引き続き措置の是正を求めていくことが重要である。

なお、インドネシアでは、2014年2月、新通商法が国会にて成立し、2014年2月時点で、大統領による署名を待っている段階である。本法は1934年に制定された旧通商法を刷新するものであり、細則については今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定めることとされているが、国産品の使用促進や輸出入の制限、国家規格の使用強制等について政府に権限を与える規定がみられる。また、2013年12月には新産業法が成立、2014年1月に施行されているが、インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエンパワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措置として、新通商法と同様に、国産品の使用促進、輸出入の制限等を行いうるとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的根拠を与えるための上位規範であり、本法の策定のみによって具体的な措置が実施されるものではないが、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実施権限を与える規定がみられるため、今後、インドネシア政府が本法に基づいてWTO協定に反するような貿易制限的、内外差別的な措置をとることのないよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状況についても注視する必要がある。

関 稅

関税構造

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が96.1%まで向上したことは評価される。しかし、非農産品の大部分の品目において現行の譲許税率は30%～40%であり、非農産品の単純平均譲許税率は35.6%と高水準である。2012年の非農産品の平均実行税率は6.9%と比較的低いが、衣類（平均14.4%）、輸送機械（平均9.4%）等の関税水準が高くなっている。

2004年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005年1月1日から農産品、水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の6分野の1,962品目について、2010年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005年12月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車（自動車、二輪）、AV機器、プラスティック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量1.5～3リットルのガソリン車、同2.5リットルのディーゼル車について、2006年時点での最高関税率は60%であったが、2010年には45%まで引き下げられた。また、電気製品についても平均実行税率が5.8%まで引き下げられた。

しかし、2010年末（2010年12月22日）に財務大臣規定2010年241号が公表され、鉱工業品や農産品等に関し、2004年に定めた関税率調整計画の実施という形をとり、2164品目（全品目の25%）の関税率の変更（1248品目が引き上げ、916品目が引き下げ）が突然公布され、即日施行となった。関税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する

化学製品等が多く含まれており、これらの高関税品目については改善を求めていく必要がある。

また、下流産業の競争力強化のために、基礎化学・機械・電気電子及び造船の182品目について5%から10%へ関税の引き上げを定めた財務大臣規定（2011年213号）が、2011年末に公布された。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点から、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許されていない品目があることや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

また、2008年7月に日インドネシアEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製冷延鋼板に対するAD措置

＜措置の概要＞

2011年6月、インドネシア・アンチダンピング委員会（KADI）は、インドネシア国内の鉄鋼メーカーからの申請を受けて、我が国ほか韓国、中国、

台湾、ベトナムの計5か国・地域から輸入される冷延鋼板に対するAD調査を開始し、2012年12月、当該產品についてAD措置を発動するよう最終報告を行った。この報告を受け、インドネシア財務大臣は、2013年3月に当該產品についてAD税を賦課する旨の最終決定を行った。最終決定では、日本企業について、18.6%～55.6%の高率のダンピング・マージンが課されている。

＜国際ルール上の問題点＞

我が国企業が輸出する冷延鋼板の大部分は自動車・電機電子産業で用いられる高級鋼材であり、インドネシア国内で生産される冷延鋼板と品質が大きく異なるため、インドネシア国内産の冷延鋼板とは競合関係はない。しかし、KADIは本件調査の最終報告において国内産業の損害及び日本製冷延鋼板の輸入と当該国内産業の損害との間の因果関係を認定しているため、AD協定3条に違反するおそれがある。

また、本件調査において、我が国企業が当該產品に係るインドネシアでの国内販売価格に関するデータを提出したにもかかわらず、KADIがファクツ・アヴェイラブル（入手可能な最善の情報）を用いて我が国企業の輸出価格を認定したことは、AD協定6.8条に違反するおそれがある。

＜最近の動き＞

2012年10月、WTO・AD委員会において、日本政府は、我が国企業が輸出する冷延鋼板はインドネシア国内で生産される当該製品とは競合しないため、インドネシアの国内産業に損害を与えていない点を指摘した。また、2011年11月、2012年10月及び2013年4月に、経済産業大臣が本件AD調査・課税の対象から我が国製品を除外するようインドネシア商業大臣等に申入れを行ったほか、2013年1月に経済産業大臣がインドネシア工業大臣・商業大臣に書簡で要請した。その他、様々な機会を捉えてインドネシア政府への働きかけを行った。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

インドネシア政府は、2009年1月、熱延鋼板及びアルミ亜鉛メッキ鋼板について強制規格を導入する旨発表し、熱延鋼板については2009年5月、アルミ亜鉛メッキ鋼板については2009年7月に施行済。また、2010年8月、冷延鋼板についても強制規格を導入する旨の工業大臣令を公布し、2011年6月に施行済。さらに、2010年10月、ブリキ、形鋼等についても強制規格導入をWTO・TBT委員会に通報し、形鋼については、2012年2月に施行済（ブリキについては未施行）。

＜国際ルール上の問題点＞

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できることによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。インドネシア政府は、本制度の目的は、粗悪な鋼材の流入を防止し、消費者の安全性を確保するためと主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

熱延鋼板については、2009年日尼EPA関連の諸協議及び2010年のTBT委員会と同委員会開催中の二国間会合を通じてWTO協定整合性上の疑義等についての問題提起が行われた。その結果、インドネシア政府は、特定鉄鋼需要者（自動車産業、電気・電子産業等）が自社の製品の素材とするために輸入する熱延鋼板は、工業省総局長令により

本強制規格の適用除外とする旨の規程を設けた。また、冷延鋼板については、2010年以降のTBT委員会開催中の二国間会合や現地での協議を通じて、最終製品で消費者の安全を確保されている優良産業向け鋼材の適用除外を求めた結果、自動車、電機電子産業向けの冷延鋼板は適用除外とするに至った。なお、TBT委員会においては、EU、韓国も同様に懸念を表明している。

ブリキについては、施行日は未定であるが、2012年に引き続き、2013年3月、6月及び10月のTBT委員会や2013年2月開催の日尼鉄鋼対話を通じて懸念を表明している。引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

サービス貿易

外資規制等

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

インドネシアでは、民間企業が参入できない分野、条件付きで開放されている分野、外国企業による出資制限比率を業種ごとにネガティブリストで定めている。現行のネガティブリストは、2010年5月に改正された2010年ネガティブリスト（大統領規定2010年36号）で、建設業の外資比率の上限が55%から67%に引き上げられ、これまで外資に閉鎖されていた映画関連サービスの一部は49%まで開放された。医療サービスは65%から67%に引き上げられ、立地制限も撤廃された。郵便事業は、郵便法の改正に基づき、特別許可に基づく実施が可能となり、外資は49%までと規定された。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

(電気通信)

新ネガティブリストにおいても引き続き、通信網事業（固定網事業、回線交換又はパケット交換技術を用いたケーブルによるローカル、回線交換又はパケット交換技術を用いたラジオ）は49%まで、特定固定網事業及び移動網事業（携帯、衛星）は65%まで、マルチメディアサービス事業は、データ通信システムサービスが95%まで、インターネット相互連結サービス（NAP）が65%まで、公用電話回線インターネットサービス及び他のマルチメディアは49%まで、外資の保有比率が認められている。2010年5月ネガティブリスト改正により、通信塔の供給・管理者（運営、レンタル）、建設サービスプロバイダーは内資100%と規定された。なお、2008年11月に、全ての通信事業者に対し、通信網を建設する場合に30%以上の国産品調達比率を課す大臣令案を公表するなどの動きがあったところであるが、当該案は撤回された。しかしながら、2009年10月には、WiMAX等の高速無線通信技術やユニバーサルサービスに係る通信設備を建設する際には、一定の国産品調達比率を課す大臣令を施行するなどの動きがあり、WTO協定及び日本・インドネシア経済連携協定上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

(流通)

新ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資100%とされており、具体的には、小売業の規模の定義が明確化され、スーパーマーケットは1,200平方メートル未満、デパートは2,000平方メートル未満のものを小売業として内資100%に限定されている。さらに、大統領規定2007年112号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設（駐車場・安全面）、営業時間などについて規定されている。

(音響映像、広告等)

インドネシアは、外国の映画とビデオテープの

配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は100%インドネシア資本の企業に限られている。新ネガティブリストにおいても引き続き、映画製作、映画宣伝設備製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、内資100%に限定されているが、従前内資100%とされていた撮影スタジオ、フィルム加工施設、吹き替え施設については、49%まで外資に開放された。

＜懸念点＞

上記の様々な外資規制は、インドネシアのサービス協定上の約束に反しないため、WTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

＜最近の動き＞

2007年8月20日に署名された日インドネシアEPAにより、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど5分野を新たに約束した（日本資本40%まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本40%まで）を約束した。

また、前述のとおり、2010年5月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが改正され、建設サービス、映画関連サービス、医療サービス、郵便サービス等の分野で外資規制の緩和が行われたものの、流通サービス等については規制緩和がなされなかった。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

知的財産

（1）水際での侵害差止め措置

＜措置の概要＞

TRIPS協定第51条によれば、加盟国は、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止めを申立てることのできる手続を採用しなければならない。この点に関して、インドネシア関税法（法律2006年第17号によって改正された、法律1995年第10号）第54条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税關に対して差止めを命じができる旨が規定されており、これがTRIPS協定第51条の規定に対応するものとなっている。しかしながら、実際の運用を行う上で必要となる細則が存在していないため、上記規定に基づく運用は機能しておらず、インドネシアでは水際での侵害品差止めが事実上不可能であるとの指摘がなされてきた。

＜国際ルール上の問題点＞

この問題について、2012年7月に「一時的差し止め命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第4号」が公布・施行され、上記運用の実現に対して期待が寄せられたが、現在に至るまで差止めが実現した例は確認されておらず、また、実際に差止めを行うためには更に規則を整備する必要があるとの指摘もあることから、未だに実効的な運用は機能していないことが強く推認される。このような状況は、TRIPS協定第51条との整合性という観点から問題があると考えられ、インドネシアに対して事態の改善を促すとともに今後の動静を注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

2013年12月、我が国政府は、日本貿易振興機構（JETRO）及び国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）とともに、インドネシア税關総局との会合を実施し、インドネシアにおける水際での侵害

差止め措置について意見交換を行った。この問題については、引き続きインドネシアの動静を注視し、改善を促していく予定である。

(2) 日インドネシアEPAの履行問題

<措置の概要>

2008年7月1日に発効した日インドネシアEPAでは、独立した製品としては取引の対象とされず、流通をしない、物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする「部分意匠」制度の導入（113条3項）、外国で周知の商標について、不正目的で同一又は類似の商標が出願された場合、当該出願を拒絶または取消す「外国周知商標」制度の導入（114条2項）、並びに現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入（109条5項）について定められている。

<国際ルール上の問題点>

しかしながらインドネシアでは、これら制度が導入されておらず、当該EPAの規定と整合性上の疑義を生じている。

<最近の動き>

インドネシアでは、関連法の改正法案が準備されているが、議会での審議が行われていない。この問題を解決するために、二国間における会合の場等において法改正促進の働き掛けを行っており、近年では、2012年2月及び2013年4月に開催された二国間会合の場において、特許庁長官から法改正促進の働き掛けを行った。引き続き、法改正の進展を注視するとともに、法改正促進の働き掛けを行っていく予定である。

3. マレーシア

内国民待遇

(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及びAP制度に基づく輸入制限問題

<措置の概要>

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し（現在はプロトン社、プロドア社、イノコム社、マレーシアトラック＆バス（MTB）社の4社）、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。具体的には、物品税の適用税率につき、国民車に対しては50%から100%の減免がなされてきたことが報告されている（本措置は2001年度に行われたWTO貿易政策検討制度（TPRM）の対マレーシ

ア審査においても報告されている）。

2004年1月には、マレーシア政府は、完成車（CBU）とノックダウン（現地組み立て）車（CKD）の輸入税率及び物品税率に関する新政策を施行し、新たに国内生産車以外にも物品税を賦課することとした。これによると、乗用車のCBUの輸入関税率は、ASEAN諸国に適用される共通効果特恵関税（CEPT）が20～110%、非ASEAN諸国に適用されるMFN関税が0～100%引き下げられることとなったものの、新たに物品税が30～100%課されることとなった。また、乗用車のCKDは、CEPTが0～55%、MFNは0～45%引き下げられたもの（但し一部製品については引き上げ有り）、物品税が0～60%課されることとなった。その後、2005年10月に発表された自動車政策並びに新関税率及び新物品税率により、乗用車のCBUについてはCEPTが一律15%、MFN関税が一律30%に引き下げられ、物品税については、10～50%引き下げられた（2,500cc未満のバンとMPVについては15～20%

引き上げ)。

なお、マレーシア政府は、物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス(AP: Approved Permitと呼ばれる)が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している模様である。

＜国際ルール上の問題点＞

物品税については、一部の国民車に対してのみ税の減免を適用しており、事実上、国産品である国民車を優遇している可能性が高く、GATT第3条2項の「内国税に関する内国民待遇」違反が問題となる。

また、仮に輸入許可制度を通じた輸入台数規制の実施が事実であれば、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」違反の可能性がある。

＜最近の動き＞

物品税については、2005年10月の税率変更により、差別的取扱いは解消されつつある模様であるが、明文化された措置ではないため、引き続き注視が必要である。

マレーシアでは、中古車を含む、全ての自動車は輸入許可証(AP)なしに輸入することはできず、このAPは、各国に輸入上限が割り当てられており、自由貿易の阻害要因となっていたが、WTOによる貿易自由化の要求に沿って、2010年12月31日までに段階的に廃止される予定であった。しかし、2009年10月の新政策では、フランチャイズAP(特定メーカーの新車に限り輸入を許可)を2020年末日までに段階的に終了、オープンAP(車種、仕入先など制限がない輸入許可証)は2015年末日までに終了するとし、APの完全廃止は当初の目標に比べて5年から10年先送りされた。新政策では、NAP(国家自動車政策)の見直しを行い、市場の自由化と

「人が第一」のコンセプトを反映し、健全な競争による国内自動車産業の発展及び消費者の安全と環境保護に資するものとしている。我が国としては、マレーシアの自動車政策がWTO協定に整合的に運用されるよう、引き続きマレーシア政府に求めしていくことが必要である。

(2) 国産自動車部品の物品税免除制度

＜措置の概要＞

マレーシア政府は、2006年3月にマレーシア工業開発庁(MIDA)が発表した「第9次5か年計画」、「国家自動車政策(NAP)」の下、産業連携プログラム(Industrial Linkage Program(ILP))という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の割合に応じて、物品税が割り戻しされる仕組みとなっている。具体的には、国内付加価値*が、2,500cc以下の自動車の場合は30%以上、2,500cc以上の場合は10~20%であること、国産自動車部品を一定の要件を満たしたサプライヤーから調達していることを条件として、国内付加価値に応じた物品税の割戻しが可能となっている。

*国内付加価値:「国内付加価値=工場出荷額-輸入原材料価値(=現地調達材料+人件費+直接経費+利益)」となっており、輸入原材料のうち、ASEAN産業協力(AICO)スキームを通じた輸入は、その20%が国内付加価値としてみなされる。

＜国際ルール上の問題点＞

当該還付制度における条件である国内付加価値(ローカルコンテンツ)の割合については、相対的に、国産車については基準を満たすことが容易であり、輸入車については困難であると考えられるため、内国税の賦課において輸入品を不利に扱うものであることから、GATT第3条2項に違反する可能性がある。また、当該国内付加価値基準を達成するためには、事実上、国産部品の購入が要求されるため、同種の輸入自動車部品が実質的に

不利に扱われることになることから、GATT第3条4項にも違反する可能性がある。

その他、貿易関連投資措置としてのローカルコンテントを禁止するTRIMs協定及び国内産品優先使用補助金を禁止する補助金協定にもそれぞれ違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

ILP導入以降、本制度を活用した場合としなかった場合とで小売価格に差が出てきている模様であり、今後、機会を捉えて国際ルールに整合するよう是正を求めていく必要がある。

数量制限

(1) 丸太の輸出規制等

＜措置の概要＞

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985年から指定された27樹種及び直径12インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996年11月から輸出の数量規制を行っており、2014年は年間15万立方メートルを上限としている。サラワク州では、1999年から丸太生産量の一定割合を州内加工用とし（2014年は60%）、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として1980年からラミン丸太を、1993年からホロー・アラン・バトゥ丸太をそれぞれ輸出禁止している。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT第11条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

上記措置については、マルチ、バイなどの場を通じて、今後是正をはたらきかけていく。

(2) 電気亜鉛めっき（EG）鋼板の輸入免税枠制度

＜措置の概要＞

マレーシアでは、電気亜鉛めっき（EG）鋼板をはじめとする鉄鋼製品には総じて50%の高い関税が課される。他方、マレーシア国際貿易産業省（MITI）及びマレーシア工業開発庁（MIDA）は、国内調達が不可能な鋼板については、輸入者に一年間の期限を付した免税枠を付与する制度を設け、便宜を図ってきた。従来、EG鋼板については、マレーシア国内での生産がなかったため、免税枠取得は問題なく行われてきた。しかし、2006年12月に地場の鉄鋼メーカーとしてMEGS社が設立され生産を開始したことの影響からか、輸入免税枠取得に要する時間が従来より増加し、中には2～4か月もかかるケースも見られる。

＜国際ルール上の問題点＞

免税枠取得のための要件である「国内調達可能性」については、MIDAが国内の生産会社に調達の可否について照会をかけて判断する運用になっているため、供給側である国内鉄鋼メーカーの主張のみに基づき恣意的な運用になるおそれがあり、輸入許可手続関連規則の公平・公正な運用を義務づけるライセンス協定第1条項に違反する可能性がある。また、輸入枠の申請から取得まで2～4か月もかかる運用は、申請の処理については30日以内とすることを規定したライセンス協定第3条5項(f)に違反する可能性もある。

＜最近の動き＞

2007年10月、日本・マレーシアEPAの「ビジネス環境整備小委員会」において、我が国は、速やかな申請処理を行うこと、国内調達可能性の判断については国内生産者の主張だけではなくユーザーの要求を満たしているかという品質の観点も判断基準に入れること、新たな輸入枠ルールを定める場合は、ビジネスの実態を踏まえたものにするため関係する日系企業にも意見聴取の機会を設ける

ことを求めた。

2008年12月に開催された第3回同小委員会において、EG鋼板の耐指紋（AF）材及びリン酸処理（P）材についてこれまで免除枠取得に必要だった国内調達可能性にかかる証明：CLA（Certificate of Local Availability）が不要との回答をマレーシア側から得たことで、日系企業のEG鋼板調達が円滑化されることとなった。2009年6月17日、MITIは国内産業の保護のほか、製造業の国際市場での競争力向上のため、鉄鋼産業政策の見直しを発表した（2009年8月1日施行）。7セクター（輸出型産業、自動車・自動車部品、航空業、電気電子、船舶、石油・ガス、家具）向けの輸入免税が廃止され、一方、熱延、冷延、EG鋼板のうち、マレーシア国内で調達が可能かどうかを証明することに関係なく輸出用最終製品の原材料として使用されるもの、現地で生産されていないグレードやスペックのもの等が輸入免税の対象となった。2013年1月、MITIは新たな鉄鋼政策を発表し、国内調達が可能となった熱延鋼板18品目については国内販売向け輸入品に限定して撤廃すると発表したところ、2013年2月に開催された同EPAの第二回物品小委員会において、既存の国内調達の不可能な鋼鉄への免税制度に影響を及ぼすものではないことを確認した。

関 稅

鋼板の関税引き上げ措置等

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

マレーシアにおける現行の非農産品の譲許率及び単純平均譲許税率は、それぞれ81.9%及び14.9%であり、2012年の平均実行税率は5.8%であった。

マレーシアは、2002年3月、熱延鋼板や冷延鋼板など鉄鋼製品199品目の輸入関税について、従来の0～25%を最大50%に引き上げる措置を行った。また、2009年6月、国際貿易産業省（MITI）により鉄鋼産業政策の見直しが発表され、棒鋼の関税は2009年8月1日に10%へ、2010年1月1日に5%へ、鋼板の関税は2009年8月1日に50%から25%へ、2018年1月1日までに0%～10%へ、それぞれ引き下げられることとなった（鉄鋼産業政策の見直しについては数量制限を参照）。

＜懸念点＞

本措置は、当該品目が非譲許品目であることから、WTOルールに違反するものではないが、2002年3月における引き上げ幅は大きく、貿易への悪影響が懸念された。このような大幅な関税引き上げは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高いことから、WTO加盟国は、このような非譲許品目を可能な限り譲許すべきである。2009年8月以降は、順次引き下げられる予定になっているところ、スケジュールどおりに引き下げられるか、注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

2002年3月に関税引き上げ措置がとられたことを受けて、我が国は、累次にわたって当該措置の撤回を申し入れてきたところ、2006年7月に日マレーシアEPAが発効したことにより、我が国からマレーシアへ輸出する鉄鋼製品のうち、一部の熱延鋼板を除き、実行税率を10年以内に無税とすることが約束された。

他方、鉄鋼産業政策の見直しに伴い、2009年8月以降、新しい免税制度（MIDAスキーム）が運用されるようになった。旧免税制度では、特定の7セクター向けの輸入については国内製造の可否にかかわらず免税の対象だったが、MIDAスキームでは特定用途別の免税制度が廃止され、国内製造が出来ないものに限定されている。しかもその判断

基準が明文化されておらず、マレーシア政府が現地企業の意見を聞いて判断しているため、不透明な運用となっている。一方、日マレーシアEPAで約束されている鉄鋼用途免税制度（Note13スキーム）では、免税対象の基準が明確になっており、Note13スキームの早期運用に向けてマレーシア政府と協議を進めている（詳細については数量制限を参照）。

なお、ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている（詳細は、第II部第5章2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

＜措置の概要＞

マレーシア政府は、2008年11月より鉄鋼製品57品種について強制規格を導入した。また、2009年8月1日より対象を627品目にまで拡大したが、同月13日には暫定的に2ヵ月間中止することとし、2009年10月13日より対象品目を187品目に削減とともに各種除外措置が導入されていた。その後、2013年1月に、同年8月からeHSコードベースで141品目について適合性評価手続が強化されることが公表された。新制度の下では、マレーシア標準工業研究所（SIRIM）又は海外検査機関による年1回の工場監査により製品認証を受けるか、出荷毎にSIRIM又は海外検査機関のサンプル検査を受ける必要がある。

＜国際ルール上の問題＞

マレーシア政府は、本適合性評価手続の政策目的を消費者の健康と安全の確保と説明している。

しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第5.1.2条に違反する可能性がある。さらに、TBT協定第5.6.2条において、「適合性評価手続案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、現時点までマレーシアは通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

＜最近の動き＞

2013年8月から強化された適合性評価手続については、2013年2月に日馬EPA関連の協議を通じてWTO協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、同年3月以降のTBT委員会の二国間会合においても懸念を表明している。引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

サービス貿易

外資規制等

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関しては、政府は外資参入を30%までに制限している。その他の民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。

ライセンスを必要としない販売・サービス業の出資比率は、従来、外国投資委員会（FIC）のガイドラインにより、ブミプトラ資本最低30%の保有が求められていた。しかしながら、経済成長の牽引役としてのサービス産業の活性化、成長を重要視しており、外資の誘致にも貢献するとして、2009年4月22日マレーシア政府は、サービス産業の自由化を発表し、サービス産業27分野でこれまでの最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を即時撤廃し、外資100%が認められるようになった（＜最近の動き＞参照）。

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン（改正）2008年1月1日発行）」が撤廃され、FICは解散した。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンスや認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

（金融）

2009年4月27日に、マレーシア首相が発表した金融セクターの自由化により、①ライセンスの新規発行、②外資出資制限の緩和、③運営営業の緩和に係る規制について緩和が図られた。概要は以下の通り。

○2010年6月にマレーシア中央銀行は、新たに5つの外国銀行に商業銀行免許（フルバンク・ライセンス）を発給する旨発表。邦銀ではみずほコーポレート銀行、三井住友銀行の2行に対して免許の発給が決定された。

○投資銀行やイスラム銀行、保険会社やタカフル保険運営者に対する外国資本の出資制限を、これまでの49%から70%に緩和した（ただし、国内の商業銀行に関する外資の制限は30%のまま据え置き（単独の出資上限も20%に据え置き））。

○2010年から現地法人化している外資系の商業銀行が本格的な支店を4ヵ所設置すること、および

小規模金融を行う支店を10ヵ所設置することを認める。

2013年5月、金融機関の健全性及び金融システムの安定確保のため、法的な規制枠組みを構築・強化することを目的とした「2013年金融サービス法」が施行された。これにより、マレーシア中央銀行が管轄する4本の法令（1989年銀行・金融機関法、1996年保険法、2003年決済システム法、1953年為替管理法）が廃止され、金融サービス法に一本化された（イスラム金融方式の銀行、保険などを規制する法令は、イスラム金融サービス法に一本化）。

改正のポイントとしては、銀行の業務範囲の制限、金融機関の健全性基準、金融機関の役員等の適格性要件、金融機関の株主の適格性基準、金融持株会社規制の導入、外国為替取引規制の一部緩和等があり、これにより多くの業態において参入規制が厳格化されることとなった（例えば、以前は銀行、投資銀行、保険会社については、中央銀行の承認事項であったが、改正により財務大臣の認可が必要となる。）。

（電気通信）

2011年10月、マレーシア首相は、2012年度予算案の議会演説において、電気通信分野を含むサービスセクター17分野で自由化を実施すると発表した。これを受け、2012年1月より、9分野が自由化され、電気通信分野については、アプリケーション・サービス事業者免許（音声サービス、データサービス等の特定の機能を提供するための免許）については外資100%まで認められた。2012年11月16日には、サービスセクター17分野のうち、更に6分野の自由化について発表が行われ、電気通信分野については、ネットワーク設備事業者免許（衛星基地局、光ファイバケーブル等の設備等を所有するための免許）及びネットワーク・サービス事業者免許（本的な接続及び帯域を提供するための免許）について外資70%までの出資が認められている。一方で、電気通信分野について、30%のブミ

プトラ資本参加を含む免許条件の付与対象であるとされている。

(流通)

国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）は2010年5月12日、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改定を発表した。新ガイドラインでは、ハイパーマーケットを除いて30%のブミプトラ資本条件が削除され、外資100%が可能になり、大きな改善といえる。外資の資本参加、買収、合併などは、MDTCCが管轄官庁となり同省からの認可を必要とする。また、旧ガイドラインでは最低資本金は100万リンギと定めており、金額の変更はないが、新ガイドラインでは資本金は普通株のことと明記された。新ガイドラインは同年1月6日にさかのぼって発効した。

しかし、すべての分野でブミプトラ資本規制が撤廃されたわけではない。例えば、ハイパーマーケットは条件が継続され、30%の資本条件が継続される。また、ストアなどは、引き続き外資参入禁止業種とされている。

流通分野における外資参入禁止業種は以下の通り。

(流通分野における外資参入禁止業種)

- スーパー・マーケット／ミニマーケット（販売フロア面積が3,000平方メートル未満）
- 食料品店／一般販売店
- ストア
- 新聞販売店、雑貨品の販売店
- 薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局）
- ガソリンスタンド
- 常設の市場（ウェットマーケット）や歩道店舗
- 国家戦略的利益に関与する事業
- 布地屋、レストラン（高級店でない）、ビストロ、宝石店など

新ガイドラインでは、ブミプトラに考慮した項目もみられる。例えば、「業界へのブミプトラ参

加支援に関する方針と計画を各社が明確にしなければならない」との記述がみられるほか、資本規制は撤廃するがブミプトラ取締役を任命するという条件などが継続している。（ハイパーマーケットや専門店など、業種によって営業時間や禁止項目などの条件が異なる。）

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、マレーシアのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

サービス産業27分野での外資制限の撤廃等の一連のマレーシアの規制緩和については、保護主義的な動きに対抗するものとして高く評価されるものである。もっとも、上記のとおりストアなどは依然として外資参入が禁止されており、日本企業は現地企業との合弁という形でも参入することができない。

マレーシア首相が2011年10月に行った2012年度予算案の議会演説において、17分野のサービス分野サブセクターの外資規制緩和を2012年から段階的に行なうと発表した。その後、2012年1月には、9つのサブセクター（①会計・税務サービス、②クリエ・サービス、③デパート・専門店サービス、④焼却サービス、⑤私立病院サービス、⑥技能訓練サービス、⑦通信サービス、⑧技能・職業訓練サービス、⑨技能・職業訓練サービス（特別支援を必要とする生徒向け））が自由化され、外資が100%まで認められ、外国人の専門家の入国も認められた。2012年11月16日には、さらに6つのサブセクターの外資規制緩和の予定が発表された。6つのサブセクターのうち、①法務サービスに関しては、入国審査等の基準を満たせば、外国人弁護士・外国弁護士事務所の進出や国際的なパートナーシップが認められる予定となっている。②専門医サービス、③歯科専門医サービス、④インターナショ

第I部 各国・地域別政策・措置

ナル・スクール・サービス及び⑤私立大学サービスに関しては、外資100%まで認められる予定となっている。⑥電気通信サービス（ネットワーク設備事業者免許及びネットワーク・サービス事業者免許）に関しては、上述の通り、外資70%まで認められる予定である。17分野のうち、残る2分野のサブセクター（建築及びエンジニアリングサービス）及び外資規制緩和が検討されている新規サブセクター（建築積算士）に関しては、関連法の改正が

承認され次第発表される見込みとなっている。マレーシア首相は2014年にサービス産業の成長戦略を発表すると発言しており、今後の動向が注目される。我が国は、外資規制に関する法律改正の動向・実施状況等を注視するとともに、引き続き二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

○ブミントラ資本規制が撤廃されたサービス産業27分野（2009年4月22日発表）

○電子計算機及び関連のサービス

1. ハードウェア設置に関連する相談サービス（CPC841）
2. ソフトウェア実行サービス（システムとソフトウェアのコンサルサービス、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンスサービス）（CPC842）
3. データ処理サービス（インプットプリバレーションサービス、データ処理および集計、時分割サービス、その他データ処理サービス）（CPC843）
4. データベース・サービス（CPC844）
5. メンテナンス・修理サービス（CPC845）
6. その他サービス（データ準備、訓練、データ復旧、クリエイティブコンテンツ開発）（CPC849）

○健康・社会事業にかかるサービス

7. 獣医師サービス（CPC9320）
8. 養護施設による老人および身障者対象の社会福祉サービス（CPC93311）
9. 施設による子どもを対象とした社会福祉サービス（CPC93312）
10. 子どものデイケアサービス（CPC93321）
11. 身体障害者を対象とする職業リハビリテーションサービス（CPC93324）

○観光サービス

12. テーマパーク（CPC96194）
13. 会議および展示会場センター（収容人数5,000人以上）（CPC87909）
14. 旅行会社およびツアー運行サービス（国内旅行のみ）（CPC7471）
15. ホテルおよびレストランサービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC64110、CPC64199）
16. 食物の給仕サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC642）
17. 敷地内での消費を目的とした飲料提供サービス（4つ星、5つ星ホテルのみ）（CPC643）

○道路運送サービス

18. 貨物運送サービス（自家用運送、自社の製品を運送する目的のもの）（CPC7123）

○スポーツとその他レクリエーションに関するサービス

19. スポーツに関するサービス（スポーツイベントプロモーションと組織サービス）（CPC9641）

○ビジネスサービス

20. 地域流通センター（CPCP87909）
21. 国際調達センター（CPC87909）
22. 技術検査および分析サービス（CPC8676）
23. 経営コンサルサービス〔一般、金融（ビジネス税制を除く）、マーケティング、人的資源、生産、PRサービス〕（CPC8650）

○運輸者を伴わない賃貸サービス

24. 船舶関連（カボタージュ、オフショア貿易を除く）（CPC83103）
25. 国際配送を目的とした乗組員を伴わない貨物船賃貸（裸用船）（CPC83103）

○内陸水路における運送

26. 海上エージェントサービス（CPCP7454）
27. 船の引き上げおよび離礁（CPC7454）

知的財産

合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

著作権侵害DVDの流通問題

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整

＜措置の概要＞

マレーシアの「2010年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」では、コンテンツが収録され、取引または事業の過程で提供されあるいは提供の申し出が行われる全てのオプティカルディスクには、オプティカルディスクラベル（以下、ODL）を貼付しなければならないと定められている。

ODLは、マレーシア政府が発行し、申請者に販売される。マレーシア政府は、申請内容を審査し、申請者がコンテンツの権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることを検証し、許可を行う。しかしながら、店頭およびインターネットで多数販売されている我が国企業の著作権を侵害するDVDにも正規のODLが貼付されており、マレーシア以外の国にまで流通している。

＜懸念点＞

ODL命令自体は、マレーシアにおける著作権の保護及び侵害の抑止を目的として導入された制度であり、その点ではTRIPS協定等の国際ルールの趣旨に沿ったものである。しかしながら、申請者が権利所有者又は権利所有者から使用許諾を受けた者であることの検証が不十分であることから、制度の実効性が確保されていない。むしろ、著作権を侵害するDVDに対して、それがたかもマレー

シア政府公認の正規版であるかのような外観を付与することとなっており、マレーシア政府自身が著作権侵害品の蔓延を助長する結果となってしまっている。TRIPS協定第9条において引用されるベルヌ条約の第16条においては、加盟国は著作権侵害品の摘発を可能とすべきことが規定されているが、ODLに関する上記のような状況はこの規定の実効性を減退せしめるものと言え、改善が望まれる。

＜最近の動き＞

2011年7月8日、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく我が国産業界からの申立てが行われたことを受け、同年8月4日、我が国政府は、被害状況及びマレーシアの制度について調査を実施することを決定した。調査の結果、我が国の多数の企業が被害を受けていること、及び、ODL命令の運用に関して上記問題点が存在することが明らかとなつたため、2012年2月17日、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定し、同年4月、6月、2013年6月、2014年2月の4回にわたりマレーシア側との政府間協議を行い、今後の対応を検討しているところである。本件については、引き続き改善を要請し、マレーシア側の対応を注視していく必要がある。

4. フィリピン

念点に鑑み、掲載することとした。

関 稅

関税構造

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸

＜措置の概要＞

現行の譲許税率は、繊維製品（最高50%）、電気機器（最高50%）等、譲許税率の高い品目が見受けられ、非農産品の単純平均譲許税率は23.4%と高水準である。また、非農産品の譲許率は低く61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは1980年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を2004年までに5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は2003年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車（最高30%）、電気機器（最高30%）、一部の繊維製品（最高30%）等の高関税品目が存在する。なお、2012年の非農産品の単純平均実行税率は5.7%であった。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている（詳細は、第II部第5章2.

(2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

なお、2008年12月に日フィリピンEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車、すべての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法（RA8179）により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。

2012年11月に発効した「第9次外国投資ネガティブリスト」（Executive Order No. 98）の変更部分は、外資参入を禁止する免許制の専門性を帯びた業務として、新たに不動産関連サービス（Real estate service）、呼吸器疾患に関する治療（Respiratory therapy）、心理療法（Psychology）が追加されたこと、新たに外資比率49%まで認められる業種として金融貸付会社が追加されたことである。外資参入禁止分野の主なものとして、払込資本金が250万米ドル未満の小売業が引き続き規定されている。また、ラジオ放送局の運営は外資比率20%まで、広告業は外資比率30%までなどの制限についても変更はない。広告業においては、管理職以上はフィリピン国籍であることが求められる。なお、外資100%所有での法人設立には資本金が250万米ドル以上必要で、それ以下の出資額では所有権は40%に制限される。また仮に100%外資で法人を設立したとしても、現行では事業に必要な土地の所有は40%までしか認められていない。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

分野	規制の概要
金融	
① 銀行	<ul style="list-style-type: none"> 銀行分野の外資規制は、1994年5月に成立した、「外国銀行自由化法」(Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines)、2000年5月に成立した2000年一般銀行法(General Banking Law of 2000)等で規制されている。 「外国銀行自由化法」では、外銀の進出にあたり、外資の出資比率については60%に制限され、外国銀行支店での進出に関しては、現在、新規の免許発給は停止されている。 外貨流動性規制として、外貨建て負債(預金等)の残高の30%を特定の流動性(中央銀行から供給される短期資金やインターバンクローン等)によりカバーすることが義務付けられている。 1976年に発出されたオフショア銀行制度に関する大統領通達(Offshore Banking System Decree)により、外国銀行は、オフショア銀行部門を設立することにより、外国為替業務等を行うことが可能となった。
② 保険	<ul style="list-style-type: none"> 2001年12月に発出されたDepartment Order No. 31-01(その後2006年のDepartment Order No. 19-06及びNo. 27-06で一部改正)では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012年6月の省令により、外資による出資比率に拘らず一律となつた(2013年に法制化)。 再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。
電気通信	公益事業がフィリピン資本企業(資本の60%以上をフィリピン人が有している企業)にしか認められていないため、通信分野への外資参入も40%未満に制限されている。ただし、2009年1月にはフィリピン司法省(DOJ)は、付加価値サービスは規制のサービスには該当しない場合もあり、その際は100%外資の参入も可能であるとの見解を示している(2009年1月12日 Secretary's Opinion No. 2)。
建設	外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業(工事会社)については、同リストに掲載されていないため、100%外資の参入が認められる可能性がある。しかし、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law(CLЛ法)で、貿易産業省(Department of Trade and Industry)管轄の、建設業を統括している建設産業庁(Construction Industry Authority of the Philippines)の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会(Philippine Contractors Accreditation Board)から建設許可証を入手しなければならず、CLЛ法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可(Regular License)が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限つてのみ有効な許可が与えられる。昨今、こうした規定の見直しが行われており、2013年1月23日に開催されたフィリピン建設業許可委員会(PCAB)公聴会では外資規制の改正提案が行われた。しかし、その内容は、外資100%による建設業の通常許可の取得が可能としながらも、10億ペソの資本金及び100億ペソ以上の工事契約を要する等、非現実的な条件設定である上、資本金900万ペソ未満の企業については、従来、外資比率40%以下の企業であれば通常許可を取得できたところ、改正案ではフィリピン資本100%が必要となり外資を認めない等、実質的には海外建設会社の本格的な参入を阻害する改正内容となっている。このように100%外資による建設会社の設立は可能であるが、実際に業として参入することは困難と考えられている。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

日比EPA締結後に、商船企業によるフィリピン

人技術者育成学校の開校の動きや、IT分野でのコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。

我が国は、引き続き外資規制強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉やEPA交渉のフォローアップ会合等により、これら外資規制の緩和を働きかけているところである。

5. ミャンマー

サービス貿易

外資規制等

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

外国からミャンマー国内への投資を行う際の基本法である外国投資法（1988年11月制定）の改正案が2012年11月2日に成立した。

ミャンマー政府は、改正法案の成立後90日以内に詳細な事項を定めた施行細則を定めることとしていたところ、2013年1月31日にミャンマー投資委員会（MIC）通達No. 1/2013及び国家計画・経済開発省（MNPED）通達No. 11/2013が公表された。

ミャンマー投資委員会（MIC）通達No. 1/2013は、防衛関連や環境破壊につながるビジネスなど外国企業には投資が認められない21分野、大規模鉱物開発や輸送インフラ開発など外国企業とミャンマー企業との合弁によってのみ認められる42分野、所管省の意見書や連邦政府の承認などが必要な115分野、畜産業など特定の条件下でのみ参入可能な27分野、大規模な製造業や石油・天然ガス開

発など環境アセスメントが認可の条件となる34分野が列挙されている。国家計画・経済開発省（MNPED）通達No. 11/2013は、外国投資の形態、申請・許可手続きなどを規定している。

これらの通達は、ミャンマー語版にて公表されているものの、禁止分野以外での外資100%出資可能な場合等の詳細な規定が定められていない等、明らかとなっていない事項が多数存在している。さらに、ミャンマー投資委員会の裁量権が非常に大きく、運用の透明性の確保が必要と考えられる。

<懸念点>

ミャンマー政府は、WTOサービス貿易協定（GATS）上の自由化約束において、ほとんどのサービスについて自由化約束をしていない（観光サービス及び旅行に関連するサービス分野のみ一部自由化）。従って、今回の外国投資法の改正は、GATS違反となるものではない。しかしながら、上述の通り、外国投資法は、ミャンマー語版の施行細則が公表されているものの、禁止分野以外での外資100%出資が可能な場合等の詳細な規定が定められていない等、明らかとなっていない事項が多数存在する。加えて、ミャンマー投資委員会の裁量権が非常に大きい。

<最近の動き>

改正前の2012年8月に、ミャンマー国家計画経済

開発大臣と経済産業大臣との会談で外国投資法に対する懸念を表明した他、改正後の2013年2月には、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業副大臣との会談で、運用の透明性確保について要請した。

2014年1月31日には、外国投資家によるミャンマーへの投資手続きに係るMICの許認可の具体的な流れを明確に示した通達であるミャンマー投資委員会通達No. 2/2014が公表された。この通達は、手続きの過程でサービス料が請求されないことも明記されるなど、かなり具体的な内容となっている。

今後、我が国は、引き続き外国投資法関係諸規定の動向を注視するとともに、外国投資法の改正を理由に、現在ミャンマーに進出している日系企業の活動が阻害されないよう、運用も注視していく。さらに、二国間協議等を通じ、法律の運用の透明性確保を引き続き促していく。